

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和6年4月25日(木) 午後1時30分～午後2時40分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 欠 席	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 欠 席
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 欠 席	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 木場 香 坂本 修一

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項 予定なし

5. 議 事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
- 議案第3号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について

6. その他

- 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
- 太陽光発電設備について
- 令和6年度農業委員会視察研修(案)について

事務局長	<p>本日出席予定の方で推進委員さんの琴浦さんがまだみえてないですけど、定刻となりましたので、令和6年度第1回農業委員会総会を開始します。</p> <p>本日は、会長と3番福田さんと8番の西田さん、推進委員さんで森土雄委員さんと福島委員さん松尾委員さん、大原委員さんが欠席です。</p> <p>先月の総会の時にお話をしましたけども、人事異動がっておりますので、今月から農業委員会となりました坂本の方から一言挨拶があります。</p>
事務局	<p>こんにちは。4月に異動で担当となりました坂本といいます。役場の勤務が建設課・水道課が長かったので農業関係が初めてなもので、いろいろご迷惑お掛けするかと思いますけども、よろしくお願いします。</p> <p>先ほど言いましたとおり会長が欠席ですので、森さんに進行をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>それでは皆さんこんにちは。天気が安定しませんがお茶農家につきましては天気のいい日を狙ってお茶摘みが最盛期に入っているようです。それぞれですね、お茶農家には頑張ってもらいたいと思っておりますけども、今日は会長もお仕事で忙しいということで私が変わって入りますのでよろしくお願いします。</p> <p>議事録署名人につきましては、1番の迎さんと清心さん、よろしくお願いします。</p> <p>それでは報告事項はないですかね。はい、それでは議事に入ります。議案第1号から事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、3ページをご覧ください。農地法第3条ですね。農地法第3条の規定による許可申請について農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。所有権移転ですね。1件あります。木場郷の281-3、740、741、742、745-1、746、747、748、759-1、760-1、763-1、764-1、775-2、871-1、田12筆、畑2筆、計の14筆で11,164㎡ですね、売買で14筆、これは評価額で計算して購入されるとの事でした。水稻、野菜、果樹などを生産予定ということですけども、この譲受人は、譲渡人と親戚でもあられるということで、宅地を購入されたときに農地も一緒に引き取って欲しいということで、譲受人のお父さんが農業をされているので、ご夫婦と一緒に野菜などを作りたいということでした。3人としておりますけども、当人とご主人とお父さんと一緒にやっていくということでした。</p> <p>場所は、次のページの写真をご覧ください。写真3段ありますけども、この譲受人が購入された家が下の写真の固まって、740、741、742とずっとある矢印をつけている所のすぐ下に家があると思うんですけどもここを購入されているようです。周りにその田んぼがあるという形になっています。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。この件、山口さん何かありませんか。よろしくお願いします。</p>

山口委員	<p>6 番の山口です。事務局の方からお話がありましたけども、譲受人はですね、おばあちゃんの実家なんです。この家はですね。それでお父さんは大村の方におられてですね。車で木場の圃場まで5分くらい、圃場の方に来られるのも簡単だと思うんです。所有者さん自体がですね亡くなられて、家族の方が代行運転とかそういう仕事をされて、木場の方の家が要らないということで、ちょうど譲受人がですね、まだ本人さんとお会いしてないんですけど、かなり若い方で今子育て中なんです。娘さんは定住したい、ゆっくり子育てを同じ場所で行いたいということで、そしたらちょうどおばあちゃんの家が売りに出てるということで、大村市の方から木場に千綿の方に来られてですね、ゆっくりしてお父さんの力を借りて農業をやろうかなという話を伺っています。今、東彼杵町も木場もなかなか人口が減ってですね、どうかと思うところに若い方が子供連れで入って来てくれるということで、地域としても喜ばしいことかなと思っていますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、どうもありがとうございます。この件に関しまして皆さんからご意見ありますか。</p> <p>無いようでしたら採決に入りたいと思います。賛同される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員一致でこの件については、許可相当となりましたので許可いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次、お願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号ですね。5ページをご覧ください。基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積（所有権移転）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>所有権移転です。5件あります。まず、八反田郷15-3、19-4、25-3、26-3、千綿宿郷689、694-2、樹園7筆、7,629㎡ですね。これは親子間の生前贈与となっております。続けて、八反田郷661、樹園地1筆815㎡、昨年の11月の総会において、死亡牛の埋設用地として既に近隣の茶畑の所有権移転は済んでいるんですけども、この分が一部相続が出来ていなかったために、また再度申請されております。</p> <p>続けます。木場郷846、1340-2、1342、1343、田2筆、畑2筆、2,159㎡で売買です。耕作が困難であるために譲受人が水稻を作られます。4筆あるんですけども、1筆846のみの売買ということで他の3筆は無償で一緒にもらってこないだろうかということとされているようです。</p> <p>場所を見ていただきたいんですけども次のページ、8ページですね。生前贈与ということで、特に問題はないかと思っておりますけども、この赤の所が今度申請される部分ですね。この黄色のところは既に息子さん名義に変わっているところなんです。</p> <p>9ページ、隣のページで所有権移転ですけども、下の画像を見ていただきますと、黄色のところは昨年の11月の総会で全部譲受人に所有権移転が終わっている所です。今度661が譲渡人から申請をされるようになっていきます。</p>

	<p>そして次のページ、10 ページですね。これが今説明をしたとおり右上の 846、ここが水稻を作られる場所で、ちょっと離れているんですけど近くに小さいのが 3 筆ありまして、ここは無償で野菜とかは作れないでしょうけども、保全管理をするっていうことで伺っております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。分けて審議をしたいと思います。まず、2 番と 3 番ですね。八反田がありますけども、福田さん、何かご意見ありますか。無いですか。他の方、ありませんかね。</p> <p>3 番の木場地区に関しましては山口さん、何かありませんかね。どうぞ。</p>
<p>山口委員</p>	<p>6 番の山口です。この物件はですね、譲受人が 5、6 年前からですね、借りられて、前の小作の方が止められて、その後作物を作るといことで借りられていたんですけども、今ちょっと事務局から説明があったとおり、譲渡人さん自体が立っくのも立てないといことで、間違いなく耕作が出来なくて、先々跡取りも子供さんはおられるんですけども、後は今いる本人さんと奥さんで家じまいかなという格好にされてるんで、今のうちに買っていただいて、生きている土地をそのまま人に譲ろう、荒れてしまっでどうにもならなくなっでから譲るのではなくてといことでお話をされに來られて、小作をされている譲受人に譲るのがいいのではないかといことでアドバイスしたらこういう物件になっています。譲受人も周囲の方と何のトラブルもなく耕作をされているので、何も問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。他に何かご意見ありませんかね。</p> <p>無いようでしたらね、申請の 2 番から採決をしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。この 2 番の案件につきまして、採決をしますので挙手をもってお願ひします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、これも全員一致で許可相当といことでよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に 3 番お願ひします。採決したいと思ひます。挙手をもってお願ひします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、これも全員一致で許可相当であるといことですので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に 4 番お願ひします。この件につきまして、採決したいと思ひます。挙手をもってお願ひします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、これも全員一致で許可相当であるといことですので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次にですね、5 番と 6 番について、また事務局から説明よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、引き続き 7 ページをご覧ください。所有権移転の続きですね。蔵本郷 1381-3、</p>

	<p>田 1 筆、100 m²、売買ということで、割田で令和元年に所有権移転を依頼していたのですが、譲渡人さんの相続ができておらずにやっと相続ができたということで、3 筆 1 枚の水田として、譲受人が耕作中であります。</p> <p>続きまして、里郷 2054-1、2054-2、畑 2 筆ですね。715 m²、売買ということでした。先月のあっせん申し出分でありまして、担当のあっせん委員さんの協力もありまして、譲受人も昔野菜を作っていたことがありまして、保全管理をしながら野菜を作りたいということでもあります。</p> <p>11 ページをご覧ください。対象の農地は細い圃場なんですけども、この下の写真を見ていただくと黄色のところは両方にあつて、3 筆に分かれてる割田でして、1 枚の水田として譲受人が耕作しますということでした。</p> <p>次のページ、12 ページです。これは里のあっせんで出ていたところなんですけども、このとおりでございます。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。この申請番号 5 番の蔵本につきましては、森田さん何かございませぬか。無いですね。</p> <p>森さん何かございませぬか。はい、ありがとうございます。他に何かございませぬか。</p> <p>はい、それでしたら採決したいと思しますので、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員一致で許可相当であるということによりましてお願いいたします。</p> <p>それではですね。6 番の里郷につきまして、入江さんの方から何かありませんか。</p>
<p>入江委員</p>	<p>9 番の入江です。これは前回の総会の時に、林田さんからですね、あっせんの申し出があったということで、里地区の担当ということでちょっと世話してくれと言われたんですけど、話を聞き繕っていたらですね、譲受人さんがずっと以前から小作をしていたということだったんですね。ちゃんと小作料も毎年払ってましたということだったんですね。そこら辺が意思の疎通がうまくいってなかったんじゃないかなと思います。</p> <p>それで、譲渡人さんに聞いたら、もう売ってもいいですよということで、お互いいいですよということで、そしたら 2 人で話し合つて値段とかなんとか決めてください、お互いに話し合つて値段を計算されているんじゃないかと思つています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。他に何かご意見ありませんかね。それでは採決したいと思います。</p> <p>この件につきまして、賛同される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員一致で許可相当ということによりましてお願いいたします。</p>

事務局	<p>続きまして中間管理です。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) に規定により、農地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>貸借権の設定です。1 番目が八反田郷の 1064-1、田 1 筆 1,257 ㎡、機構を通しての貸借となっております。1 筆、米 60kg、始期が令和 6 年 5 月 10 日から終期が令和 11 年 1 月 9 日までの 4 年 8 ヶ月となっております。これは昨年 11 月にあっせんが出ていた分でございます。同じ借受人ですので、一偏にいきたいと思います。2 番目の八反田郷の 1066-1 と 1067、田 2 筆、1,347 ㎡、これも同じ借受人への貸借ですね。2 筆で米 60kg、これも同じく 4 年 8 ヶ月、令和 6 年 5 月 10 日から令和 11 年 1 月 9 日となっております。3 つ目もこれは木場郷ですね。1089 番地、田 1 筆、1,399 ㎡、これも機構を通してとなっております。始期が令和 6 年 5 月 10 日から令和 11 年 3 月 31 日。これだけが 3 月 31 日となっているのは、水稻共済の関係だと聞いております。次のページの地図を見てください。この辺一帯がですね全部ファミリーズさんが借りられるような形になっております。木場郷の次ですけども、写真を見ていただきますと今度借りられるところ、赤の 1089 番地、黄色の点々のところこの辺一帯は全て借受人関係の耕作者となっておりますので、ひとまとめでされるのかなと思います。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。7 番の八反田郷につきましてですね、福田さん何かありませんか。</p>
福田委員	<p>先ほど言われた 4 枚全部で借りられてることなので、本人の計画にいけばここに観光農園をする計画だそうです。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。8 番の件につきましては、いかがでしょうか。福田さん。7 番、8 番は一緒ですね。</p> <p>続きまして、9 番の木場郷の件につきましては何かありますか。</p>
山口委員	<p>6 番山口です。今事務局の方から説明がありましたけども、同じ水路でですねこの辺一帯された方がいいということとされているとけど、地主さんのトラクターの運転も厳しい状態になられているので、借受人が同じ水路の経路で管理もやさしいでしょうということ受けますよと話をいただいています。よろしく願いいたします</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。他に何かご意見ありませんか。</p> <p>それでは 7 番から採決を致したいと思います。賛同だと思われる方は、挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。7 番につきましては、全員一致で許可相当ということとでよろしく願いいたします。</p> <p>次は、8 番です。8 番につきましても許可相当と思われる方は、挙手をもってお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。これも全員一致で許可相当であるということでもよろしくお願いいいたします。</p> <p>9 番の木場郷の件ですが、これも許可することと思われる方は、挙手をもってお願いいいたします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員一致で許可相当ということですのでよろしくお願いいいたします。</p> <p>一応用意された議事につきましては、以下の通りですけど何か他にご意見等はありませんか。無いようでしたら、これで本日の農業委員会の総会を終わりたいと思います。</p> <p>その他、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について 太陽光発電設備について 令和 6 年度農業委員会視察研修（案）について</p>

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

1 番

12 番